

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係） 1
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第二条関係） 2
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第三条関係） 3

改 正 案	現 行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四十九（略）</p> <p>五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために、<u>性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）</u>第二十條（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四十九（略）</p> <p>（新設）</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪</p> <p>二十六（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五（略）</p>

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために 性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済 に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法 律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。） に規定する罪</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十九 （略）</p> <p>（新設）</p>